

告示

埼玉県告示第二百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員に就任した者及び当該役員を退任
した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	三ツ林 裕己	埼玉県幸手市大字千塚四百九十番地一
同	豊田 昭彦	同 草加市柿木町七百二十四番地
同	林 成夫	同 吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	岸 親義	同 北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼三百五十二番地一
同	藤 沼 宏次	同 幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	坂 田 修一	同 羽生市大字北荻島七百十番地
同	野 本 陽一	同 加須市久下三丁目四百三十一番地
同	丸 山 辰夫	同 加須市中渡六十番地一
同	吉 岡 榮市	同 羽生市大字秀安百十五番地
監事	山 田 加藏	同 久喜市栗橋千四百五番地
同	岡 田 利彦	同 三郷市上彦名二百四十六番地
同	齊 藤 忠男	同 吉川市大字八子新田七百五十五番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	林 成夫	埼玉県吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	豊田 昭彦	同 草加市柿木町七百二十四番地
同	岸 親義	同 北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼三百五十二番地一
同	齊 藤 忠男	同 吉川市大字八子新田七百五十五番地
同	藤 沼 宏次	同 幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	山 田 達雄	同 久喜市中里五十二番地
同	野 本 陽一	同 加須市久下三丁目四百三十一番地
同	金 井 榮治	同 久喜市佐間四百八十四番地
同	蓮 見 功	同 加須市琴寄八百二十四番地
監事	奥 貫 榮市	同 幸手市平須賀一丁目二百十七番地
同	岡 田 利彦	同 三郷市上彦名二百四十六番地

同

坂

田

修

一

同

羽

生

市

北

荻

島

七

百

十

番

地